

提言

「今後の地域スポーツ体制の在り方について
—ジュニアスポーツを中心として—」

平成 30 年 6 月 6 日

公益財団法人日本スポーツ協会

総合企画委員会

目次

本提言検討の背景	1
1. 地域スポーツの現状と課題	1
2. 本会が目指す地域スポーツ体制の在り方	3
3. 「新たな地域スポーツ体制」を創造した際の効果	4
4. 「新たな地域スポーツ体制」を創造するためのステップ	7
1)【ステップⅠ】スポーツ少年団および総合型クラブの指導者が外部指導者(部活動指導員を含む)として中学校運動部活動で指導	7
2)【ステップⅡ】地域における役割分担の明確化	8
3)【ステップⅢ】中学校運動部活動の受け皿として市区町村体育・スポーツ協会によるコーディネートの下での地域スポーツクラブ化	9
①指導者の存在を前提として活動から参加者の自主性を尊重した活動への転換	10
②リーグ方式の大会の積極的な導入	11
③多様なスポーツの積極的な導入	11
④将来のスポーツ指導者の実習の場としての役割	11
5. 「新たな地域スポーツ体制の創造」に必要な取組	13

本提言検討の背景

一層進展する少子社会の出現は、地域において、多様なスポーツニーズに対応できる地域スポーツクラブ¹の育成を課題とするようになった。この課題の解消のためには既存の単一種目クラブの多世代化・多志向化、クラブ間におけるネットワーク機能の強化や人的交流の促進が必要であり、スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」)の連携促進を含む、新たな地域スポーツの創造が求められる。

新たな地域スポーツの創造に際し、中学校運動部活動の地域での支援、地域への移行の動向も見据えつつ²、その受け皿となり得る「新たな地域スポーツ体制」の在り方について、本提言ではジュニア³期のスポーツ体制を中心としてまとめる。

なお本提言は、「子どものスポーツ権」の保障を第一義とし、非営利組織の公益財団法人であり民間スポーツ団体でもある日本スポーツ協会(以下「本会」)が行うものである。その目指すものは新たな地域スポーツの創造の視点から、本会加盟団体および本会加盟団体以外のスポーツ団体、スポーツ関係団体との積極的な協調・連携を促進し、ひいては地域スポーツの課題の解決、地域が直面する社会的課題の解決に貢献する⁴ことである。

1. 地域スポーツの現状と課題

現在の地域スポーツクラブは、本会と関わりが深い「スポーツ少年団」、「総合型クラブ」、そして本会と直接関わりを持たない「その他のクラブ」に分類することができる。

本会と関わりが深い「スポーツ少年団」と「総合型クラブ」の実態は【表1】のとおりである。スポーツ少年団については、全国に約3万2千の単位スポーツ少年団が存在し、約69万人の団員、約19万人の指導者が日本スポーツ少年団に登録している。団員の約90%は小学生であり、活動エリアは小学校区で、約90%の単位スポーツ少年団が単一種目での活動となっている。また平成29年度からは幼児期のスポーツ経験がその後のスポーツ実施の継続につながることに着目し、幼児(3歳～5歳)の団員登録を開始し、約4,500人の幼児が登録している。

一方、総合型クラブは、全国で3,406クラブが活動している。約235万人(推計)の会員が中学校区あるいは市町村全域を主な活動エリアとして、複数の種目により活動している。また会員の約51%(約120万人)が19歳以上で、小学生は約16%(約38万人)であると推測される。

参考までに、平成29年度の中学校数は10,478校で、その内日本中学校体育連盟(以下中体連)に加盟するのは10,426校(加入率約99%)、全生徒数3,357,435人に対し中体連加盟者は2,105,705人(加入率約62%)となっている。

¹ 単一種目のスポーツクラブ、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブ等、地域住民が主体となって活動しているスポーツクラブの総称。

² 昨今、部活動への対応をめぐる、教員の長時間労働が社会問題となっており、文部科学省(スポーツ庁)が平成30年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を、自由民主党スポーツ立国調査会が平成30年3月に「運動部活動の抜本改革に関する緊急提言」をそれぞれ公表した。

³ 本提言で用いる「ジュニア」とは、発育・発達期にある幼児期から高校生年代までを指すものとする。また「子ども」についても同様に、いわゆる幼児から高校生までの年齢層にある者の総称として用いるものとする。

⁴ 2015年にユネスコによって発表された「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」の第2条において「体育・身体活動・スポーツは適切に組織され、教えられ、資源が提供され、実践されれば個人、家族、コミュニティ、社会全体に対して幅広い恩恵をもたらす明確な貢献ができる」とされている。

【表1】本会と関わりの深い地域スポーツの現状(平成 29 年度現在)

	団・クラブ数	メンバー数	主な活動エリア	主な活動種目数
スポーツ少年団	32,170 団	団員 : 694,173 名 指導者: 192,966 名	ほぼ小学校区	単一種目
総合型地域スポーツクラブ	3,406 クラブ	会員数: 2,350,000 名 (推計)	・中学校区 ・市町村内全域	複数種目

さて、現在のジュニアスポーツの姿を「スポーツをする」側から表したのが【図1】となる。前記したとおり、スポーツ少年団の団員の約 90%は小学生であり、中学校に入学するとスポーツ少年団の登録を継続せず、運動部活動に入部するケースが殆どである。またスポーツ少年団に継続して登録した数少ない中学生(約 8 万人)でも、単位スポーツ少年団で活動をしながらかつ少年団員のまとめ役や指導者の補助的な役割を担っていることが多い。総合型クラブについてはスポーツ少年団との活動領域の重複を避けて活動しているとの声もある。また総合型クラブの中学生会員の数も少なく(約 10 万人)、ジュニア期のスポーツへの関りは希薄と言わざるを得ない状況である。

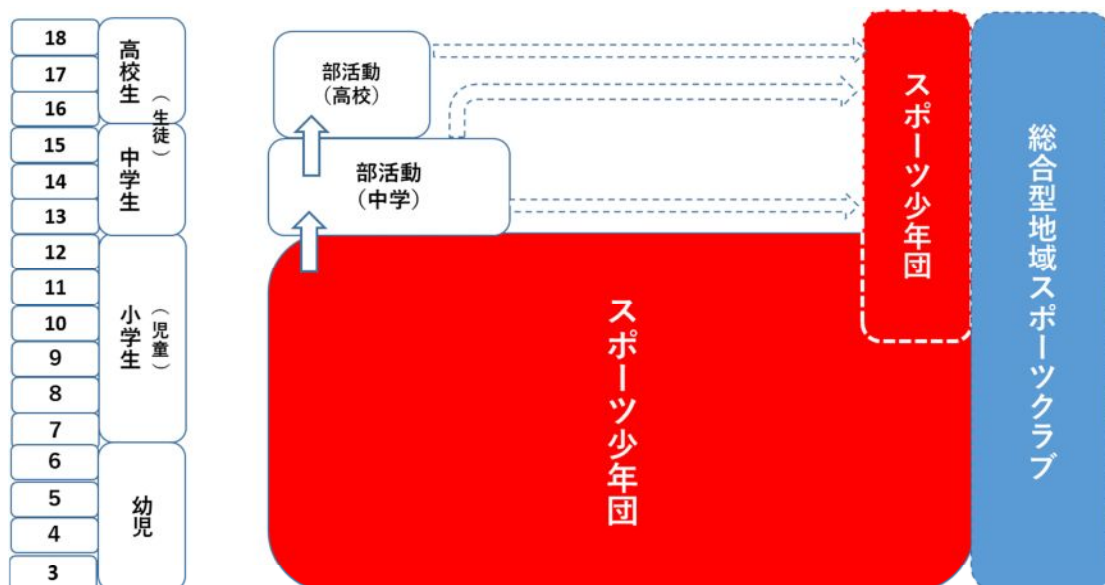
中学校の運動部活動については、全中学生の約6割が加入し、この年代のスポーツの受け皿として重要な位置を占めている。課外活動であるものの、教育活動の一環として行われているが、どちらかと言えば競技力向上を志向しており、多様なスポーツの志向を吸収できているとは言い難い状況にある。また少子化の影響により競技・種目⁵によっては一校でチームを編成できない場合や、自分がやりたい競技・種目がない場合もあり、当該の競技・種目が行えないといった問題も生じている。

このようにジュニア期においては、スポーツへのニーズと環境に乖離があり、それぞれの志向に応じて子どもが継続してスポーツを楽しめる環境が確保できているとは言い難い状況である。

本会では、このような状況の解決を目指し、新たな地域スポーツ体制の在り方を創造しなければならないと考えている。

⁵ 競技とは人と人が一定の条件の下で競い、勝利を追求する活動を意味する。本提言においては競技団体で分類されるものを競技、それを細分化したものを種目とする。

【図1】する側からみた現状の地域スポーツの姿



※図1においては、本会と直接関わりを持たない「その他のクラブ」と運動部活動の関りは示していない。

2. 本会が目指す地域スポーツ体制の在り方

本会ではスポーツ少年団と総合型クラブを、日常生活に密着したスポーツ享受を促進する「クラブ事業／エリア事業」と位置づけている。

日本スポーツ少年団は「スポーツを通して青少年のこころとからだを育てる組織を地域社会の中に！」を願いとし、昭和 37 年(1962 年)に本会創立 50 周年記念事業の一環として創設された。平成 21 年に発表した「スポーツ少年団の将来像」では、スポーツ少年団を育成すべき理由を示した「スポーツ少年団の理念」に、「スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する」を新たな視点として加えるなど、スポーツ少年団の今後の取り組みの方向性と活動目標を示した⁶。またこの「スポーツ少年団の将来像」で、幼児から高校生まで、さらには保護者までも対象とし、動きづくりや楽しむスポーツから競技スポーツまでといった幅広い活動を包含し、その受け皿となるスポーツ少年団の再構築の必要に言及している。

一方総合型クラブについては、本会が平成 25 年に「総合型地域スポーツクラブ育成プラン 2013」を、平成 30 年に「総合型地域スポーツクラブ育成プラン 2018」を発表し、総合型クラブ育成の基本的な方向性⁷を示すとともに「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を基本理念として提示している。これは、「国民の一人ひとりが主体的にスポーツ文化を豊かに享受する場を各地域に創出・提供し、遍(あまね)く人々が差別なくスポーツの恩恵に浴するとともに、住民の連携・協働によって地域の絆を培い、地域社会の発展に寄与していく」という考えに基づくものである。つまりスポーツ少年団と総合型クラブは、それぞれが地域スポーツクラブの一類型として捉えることができ、地域住民が主体となり、コミュニティ作りに貢献することという点で

⁶ 「スポーツ少年団の将来像」7～12 頁参照

⁷ 「総合型地域スポーツクラブ育成プラン 2018～地域住民が主体的に参画するスポーツの環境の構築を目指して～」4 頁参照

共通の方向性を有している。

このようにスポーツ少年団は、本会を運営主体としたメンバーシップ制により構成され、創設から56年に至る歴史の中で各地域に着実に根づいている。一方、平成7年から設立が始まった総合型クラブは、国の政策として推進されたこともあり、本会加盟の体育・スポーツ協会組織との関係が十分ではなかったり、会員募集に際して同じ地域のスポーツ少年団との間に課題が生じているという声もある。このような諸課題に対応するため、本会はこれまでもスポーツ少年団と総合型クラブの連携の必要性を喚起してきた。それにも関わらず、連携が進んだとは言い難いのが現状である。

本会としては文部科学省(スポーツ庁)において今後の運動部活動の在り方が検討されていた状況を踏まえ、平成30年1月に発表した「日本体育(スポーツ)協会スポーツ推進方策2018」においてスポーツ少年団と総合型クラブの在り方の目標を掲げた。⁸それは、「地域において、多様なスポーツニーズに対応できる地域スポーツクラブの育成が課題となっていることから、子どものスポーツ権の保障を第一義に捉え、中学校運動部活動の地域への移行を見据えながら、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、中学校運動部活動の三者がそれぞれの強みを生かした新たな地域スポーツ体制を検討する等の連携・協働を図る」というものである。その後、同年3月に文部科学省(スポーツ庁)から今後の運動部活動の在り方に関わるガイドライン⁹が提示されたことを受けて、このような現状への対応策のひとつとして地域スポーツが中学校運動部活動を受け入れることが可能な環境を構築することを契機として、「ジュニアスポーツを地域全体で支えることを目指したスポーツ少年団と総合型クラブの連携促進」、「各地域で行われるスポーツが地域スポーツクラブとして行われる体制の構築」(＝新たな地域スポーツ体制の構築)という共通のゴールを提示する。

これによってスポーツ少年団、総合型クラブのみならず、障がい者スポーツ諸団体、硬式野球のクラブ組織、ダンス等の団体等、現在は本会と直接関りを有していない地域のスポーツに係るステークホルダーが共通の目的を共有する機運を醸成し、当該地域ならではの課題解決につなげることを目指す。

以上を踏まえて本会が目指すべき「新たな地域スポーツ体制」の在り方は、【図2】に示すとおりである。市区町村体育・スポーツ協会によるコーディネートの下に新たな地域スポーツ体制の下で構想される、地域スポーツクラブという大きな枠組み・機能の中でスポーツ少年団、総合型クラブ、中学校運動部活動の融合¹⁰を促し、併せて目的、志向、嗜好、技能等の組み合わせに応じてそれぞれが強みを活かして役割を分担することを目指す。

3. 「新たな地域スポーツ体制」を創造した際の効果

ここでは「新たな地域スポーツ体制」を創造した際(【図2】)の効果を示す。【表2】は中学校・

⁸ 「日本スポーツ協会スポーツ推進方策2018」15頁参照

⁹ 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を指す。

¹⁰ スポーツ少年団、総合型クラブ、中学校運動部活動を解体・廃止して、いずれかに統合あるいは全く別のものとするのではなく、スポーツ少年団とこれから創設される総合型クラブの登録制度を統合した上で、新たな地域スポーツ体制の下で構想される、地域スポーツクラブとして三者を融合することを想定している。

教員、スポーツ少年団、総合型クラブのそれぞれにもたらされる効果を表している。

まず三者に共通して、学校の種類・校種、学齢にとらわれない発育発達に応じた一貫指導が行われやすくなる¹¹。さらに少子化によって、世代のニーズに応じたスポーツ活動の場を確保ができなくなっているという課題を解決することが可能となる等、スポーツ推進への効果が期待される。

スポーツ少年団の立場からは、中学生・高校生のスポーツ少年団での活動の継続性の確保等が期待され、総合型クラブの立場からは、会員確保による安定した経営、認知度の向上等が期待される。

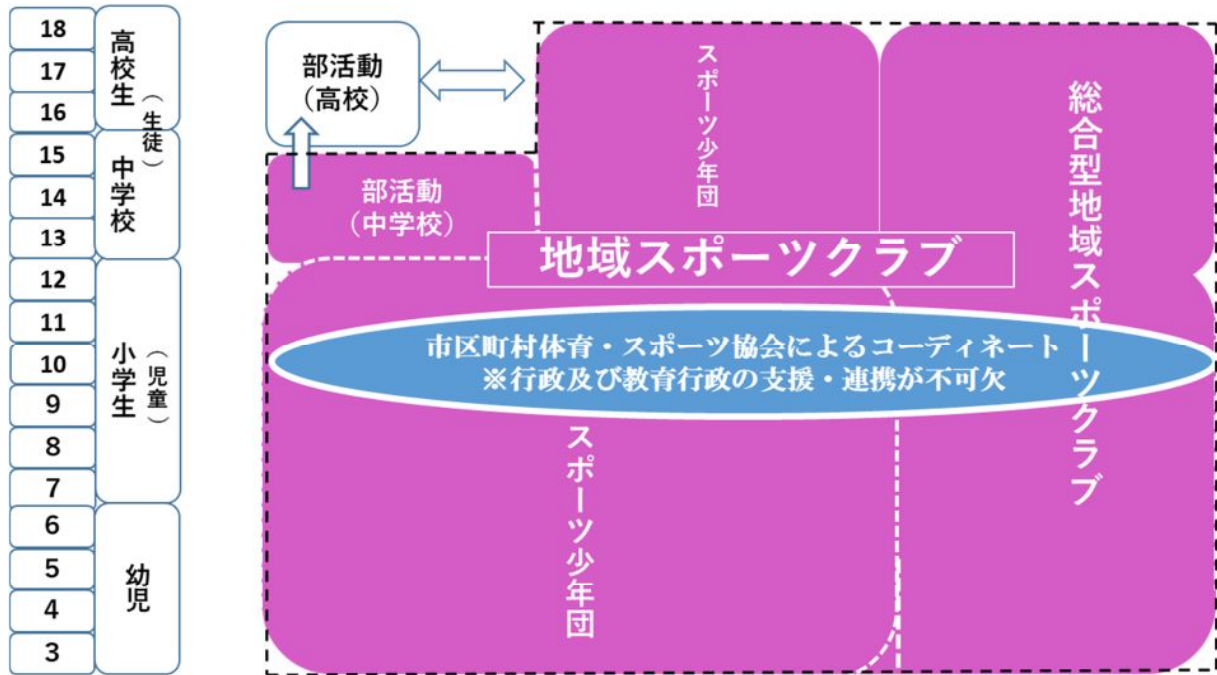
教員の立場¹²からは、運動部活動を地域スポーツクラブが受け入れることにより、勤務にゆとりが創出され、教育活動の充実に活用することができる(生徒に還元できる)。また、生徒の立場からは、地域の様々な年齢・職業等の人々と交流する機会が増加し、自他を大切にすることや多様な人々とのコミュニケーションの大切さを学ぶことが期待される。このように、ここに示した「新たな地域スポーツ体制」では社会課題の解決への効果も期待できると思われる。

しかしながら、このような【図2】の段階に進むには、いくつかのステップを経る必要がある。次項において、【図2】に至るまでのステップを示す。

¹¹ とりわけ小学校高学年から中学生にかけては発育発達の個人差が大きく、そのことを考慮した指導が最も大事な時期であり、高い効果が期待される。

¹² 生徒指導、部活動、保護者や地域との連携など教員への多様な期待は、学習指導の充実に對する要請とも相まって、長時間勤務という形で表れており、過去の教員勤務実態調査や経済協力開発機構(OECD)の調査からも明らかになっている。なお、平成29年6月に中央教育審議会が初等中等教育分科会に設置した「学校における働き方改革特別部会」が取りまとめた「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(中間まとめ)」において、これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方が示された。その中で、部活動については現行の学習指導要領では教育課程外ではあるが学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意することとされている。このことから、部活動については、学校の業務として位置づけられ、教師が担わざるを得ない状況だが、将来的には、教師が授業や授業準備等の本来的な業務に注力できるようにするためにも、環境が整った上で、学校単位の取組から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである旨が記されている。

【図2】本会が目指すべき「新たな地域スポーツ体制」の在り方



【表2】「新たな地域スポーツ体制」を創造した際の効果

4. 「新たな地域スポーツ体制」を創造するためのステップ

ここでは「本会が目指す『新たな地域スポーツ体制』」(【図2】)をゴール(ステップⅢ)とし、そこまでの過程となるステップⅠとステップⅡのそれぞれに期待される効果と課題について明らかにする。

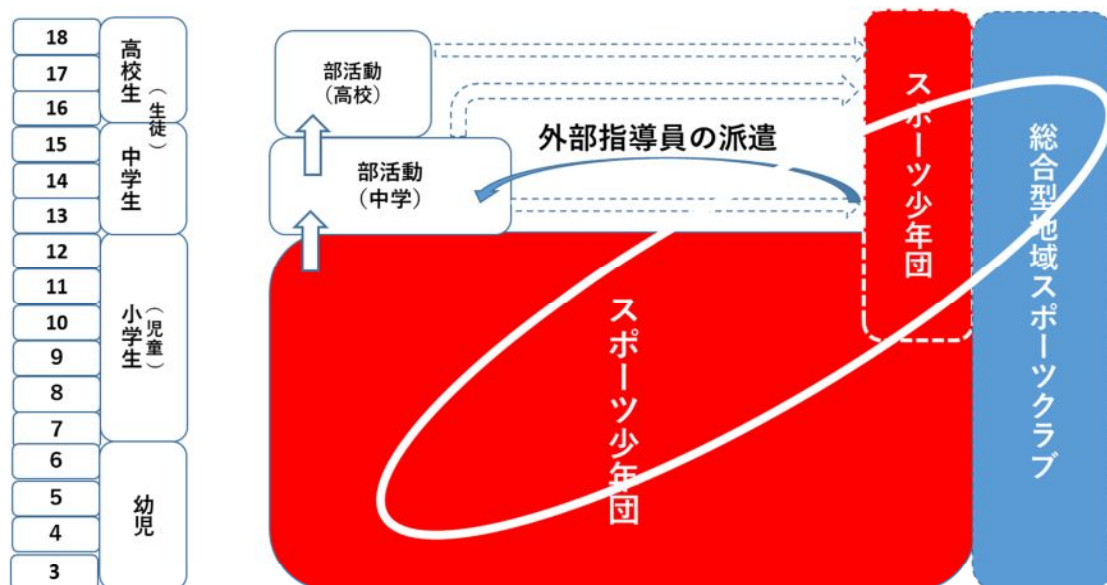
1)【ステップⅠ】 スポーツ少年団および総合型クラブの指導者が外部指導者(部活動指導員を含む)として中学校運動部活動で指導(【図3】参照)

ステップⅠにおいては、現状のスポーツ少年団、総合型クラブ、中学校運動部活動の形態は維持しつつ、スポーツ少年団および総合型クラブに在籍するスポーツ指導者が外部指導者(部活動指導員を含む)¹³として中学校運動部活動で指導することを目指す。

これにより、まず教員の負担軽減及び当該競技・種目の技能を持ち合わせた指導者による指導が期待される。次に、運動部活動を行っている生徒の中には、在籍する中学校区内またはその近隣にあるスポーツ少年団あるいは総合型クラブに所属していた者が相当数存在することが推測されることから、小学生時に指導を受けた指導者から引き続き指導を受けることができようになり、一貫した指導理念の下で発育発達に応じた指導を受けることが可能となる環境が生まれることが期待できる。

その一方で地域住民が運動部活動に関わる際、事故発生時等の免責が保障されるのかといった現行制度の課題がある。またスポーツ少年団の活動の殆どが土休日に行われている中で、平日の活動にどの程度対応可能なのかといった課題もある。更には、スポーツ少年団、総合型クラブの指導者の中には、本会公認スポーツ指導者資格を保有していない者も存在する状況において、指導の質を担保することが可能となるかという課題も挙げられる。

【図3】【ステップⅠ】 スポーツ少年団および総合型クラブの指導者が外部指導者(部活動指導員を含む)として中学校運動部活動で指導



¹³ 平成 29 年 4 月 1 日から施行された「学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成 29 年文部科学省令第 4 号)」において中学校、高等学校等において、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率を行うことを職務とする「部活動指導員」が学校教育法施行規則に新たに規定された。

① 期待される効果

一貫指導・教員の負担軽減

② 課題

事故発生時の免責保障・平日の対応・指導の質の担保・量の確保

2)【ステップⅡ】 地域スポーツにおける役割分担の明確化(【図4】参照)

ステップⅡにおいては、スポーツ少年団と総合型クラブが地域のスポーツの受け皿としての位置づけをより明確にすることを目指す。具体的にはスポーツ少年団と総合型クラブのそれぞれの強みを活かし、地域スポーツにおける役割を明確にした上で、中学生以上の年代のスポーツへの多様な要求にも応えていくことを目指す。

スポーツ少年団は、前記したとおり団員の約90%が小学生であり、平成29年度からは幼児期のスポーツ経験がその後のスポーツの継続につながることに着目し、幼児(3歳以上)の団員登録を開始した。つまり「スポーツの入口」としての役割を積極的に果たしているといえる。また親子で体を動かす契機となる「幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム」の普及に取り組むなど、幼児期から小学生にかけてのスポーツ指導の経験・ノウハウは豊富である。しかしながら、単位スポーツ少年団の約90%は単一種目で活動しており、団員に多種目を経験する機会を提供できているとは言い難い。

一方で、総合型クラブは前記の通り、スポーツ少年団と比べ創設されてから日が浅いということもあり、会員募集に際して同じ地域のスポーツ少年団との間で課題が生じる、もしくは課題が生じないよう、スポーツ少年団と実施競技・種目の重複を避けて活動しているケースもある。しかし、創設のコンセプトが多種目・多世代・多志向であり、地域住民の多様なニーズに応えることが期待されていることから、総合型クラブには「多様なスポーツの目的に対応する受け皿」としての役割が求められる。そしてスポーツ少年団と総合型クラブが積極的に連携することにより、矢印①で示すように普段はスポーツ少年団で一つの競技・種目しか行わない子どもたちが総合型クラブで他の競技・種目、活動に触れる機会の創出が期待される。

また、小学校卒業後に、スポーツを続けるには、どちらかと言えば競技志向が強いとされる中学校の運動部活動に入る以外の選択肢は極めて限定されている。しかし、矢印②で示すように中学生・高校生のスポーツ少年団での活動を促進すると共に総合型クラブという選択肢ができることによって、自分の目的・志向・嗜好・技能等に合わせてスポーツ活動を続ける機会の創出が期待される。

そして矢印③で示すように、スポーツ少年団および総合型クラブと中学校、高校との連携も可能となれば、何らかの理由で運動部活動において活動しない中学生・高校生の受け皿の役割をスポーツ少年団および総合型クラブが果たすことも可能となる。その逆として、スポーツ少年団および総合型クラブで活動していた中学生・高校生が運動部活動に取り組む機会の創出も期待される。

更には、学校に指導できる教員が在籍しない等、学校でスポーツができる充実した環境・条件が整わない場合に、スポーツ少年団および総合型クラブがその役割を引き受けて、「地域で運動部活動を支える」といった選択肢が生まれることも期待される。

こうした生徒たちのスポーツのニーズに合わせた活動場所の多様な選択肢の確保に加えて、指導者の協力・連携、交流、更には学校と地域の交流が深まれば、専門の競技・種目のスポーツ指導者が不在の学校において地域のスポーツ指導者の活用にもつながる。ひいては現在問題となる、教員の長時間労働の解決の一助にもなるであろう。

これによって④として示している「スポーツの目的の多様化への対応」、⑤として示している「学齢の枠組みを超えたスポーツの新しい枠組みの創出」といったことが実現可能となる。

このような姿を実現するためには、「部活動は学校教育の一環」とする学校、中体連、高体連と地域スポーツクラブとしてのスポーツ少年団、総合型クラブとの連携・協力が不可欠となる。

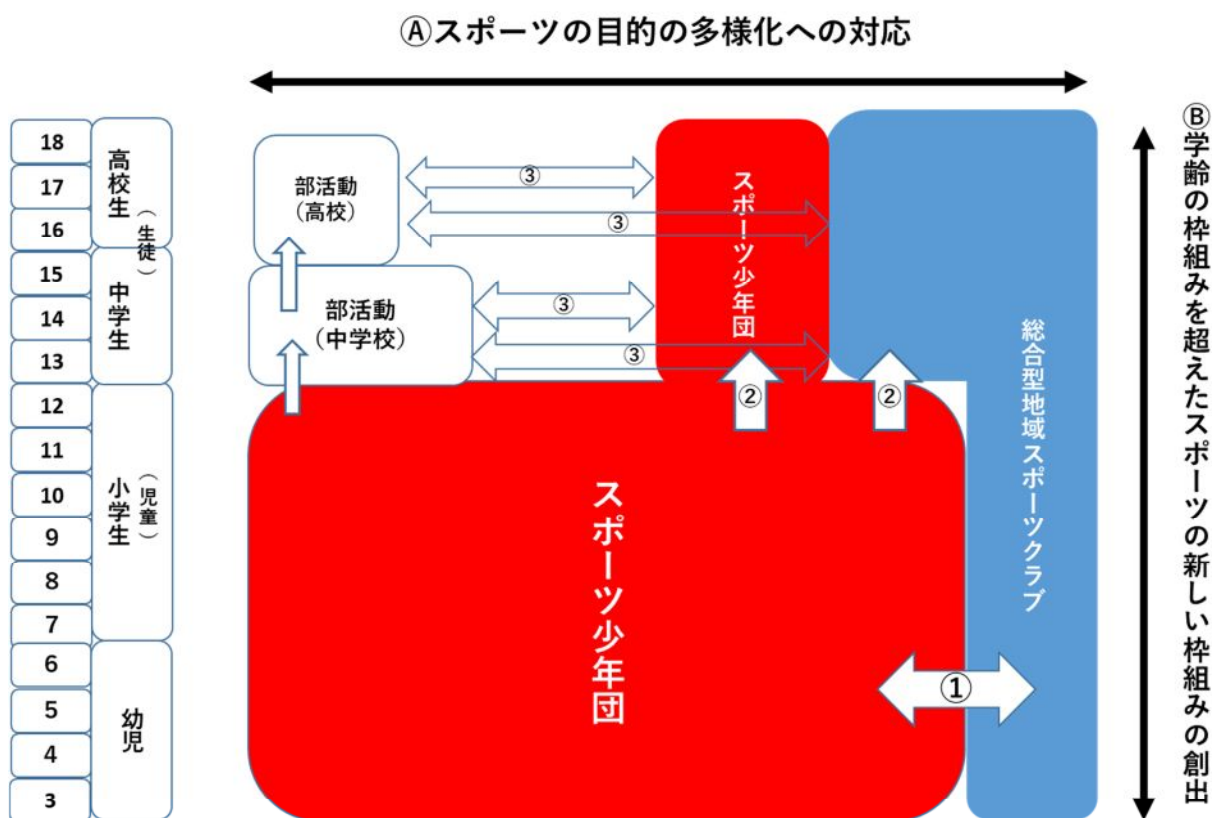
① 期待される効果

子どもたちがスポーツを継続する上での流動性の確保・教員の負担軽減

② 課題

- ・地域スポーツクラブとしてのスポーツ少年団と総合型クラブの連携体制づくり
- ・「部活動は学校教育の一環」とする学校等との協力体制の構築(学校施設の開放を含む)

【図4】【ステップⅡ】 地域スポーツにおける役割分担の明確化



3)【ステップⅢ】 中学校運動部活動の受け皿として市区町村体育・スポーツ協会によるコーディネートの下での地域スポーツクラブ化

ここでは改めて本会が目指すべき「新たな地域スポーツ体制」の在り方を示すと共に、その中で営まれる具体的な活動の場、そしてそのための推進体制等について触れる。

【図2】【ステップⅢ】本会が目指すべき「新たな地域スポーツの体制」の在り方(再掲)



【図2】(再掲)に示すように行政及び教育行政の支援・連携がある中で、市区町村体育・スポーツ協会によるコーディネートの下、今後新たに創造される地域スポーツクラブという大きな枠組み・機能の中にスポーツ少年団、総合型クラブ、中学校運動部活動を融合する。そして各々が元々持つ資源を最大限に活用し、子どもたちのニーズに合った競技・種目・活動場所の多様性をさらに高め、目的・志向・嗜好・技能等の組み合わせに応じてそれぞれの強みを活かして役割を分担することを目指している。

ここで目指すのはスポーツが持つ教育的な価値を認めた上で、日常生活の中にスポーツがしっかりと位置付けられた「スポーツの生活化」である。そして本会創立 100 周年に際して発表した「スポーツ宣言日本～21 世紀におけるスポーツの使命～」に記したように、スポーツが自発的な運動の楽しみを基調とした文化であることを念頭に置き、地域スポーツクラブがスポーツの使命を果たすとともに、とりわけ子どものスポーツ権の保障、更には公共圏の形成に資することが必要となる。これが非営利組織の公益財団法人であり、民間スポーツ団体でもある本会が、学校の運動部活動を地域で受け入れることを念頭に、新たな地域スポーツの体制の在り方を創造する大義となる。

なお地域スポーツクラブで行われる活動の場の具体的なイメージとしては、以下の 4 点が挙げられる。

①指導者の存在を前提とした活動から参加者の自主性を尊重した活動への転換

新たに創造される地域スポーツクラブにおいては、参加する子どもたちの自主性・自発性を最大限尊重する。つまり、「ある規則のもとに親しい仲間が集まる」という意味でのクラブにおいて、子どもたちには自らスポーツに関する課題を解決することが求められ、次世代を担う子どもの社会化を目指す。

なお、競技力向上を志向するグループは、従来の運動部活動のように専門の指導者による

指導を求める。レジャーあるいはレクリエーション的な目的で行われるグループについては、必ずしも専門の指導者の常駐を必須とせず、参加者自身でプログラムの構築、遂行を行い、必要に応じて指導者の助言を得る体制が構想できる。また現在、日本スポーツ少年団が養成する高校生から大学生年代の団員（シニアリーダー）が自らスポーツを楽しむと共に、ニーズによってはプログラムの構築、遂行の助言に携わることも構想できる。

②リーグ戦方式の大会の積極的な導入

スポーツ活動においては実施者の技量レベルの高低に関わらず、自らの力量を試す場としての試合（ゲーム）の持つ意味は大きい。現状はトーナメント戦方式で行われる大会が多いため、結果的に競技レベルが高い者ほど試合（ゲーム）を経験する機会が多く、子どもたちに等しく試合（ゲーム）を経験する機会が与えられているとは言い難い。このため新たに創造される地域スポーツクラブを対象に、目的・志向・嗜好・技能等に応じたリーグ戦方式の大会を積極的に導入し、等しく試合（ゲーム）の経験をもたらすことを構想する。短期間に行われるトーナメント戦方式から一定期間にわたって行われるリーグ戦方式に変わることによって、スポーツの生活化が促進されることも期待される。なお、このリーグを結成するにあたっては、既存の中体連の枠を越え、地域の競技団体あるいは関係団体を取り込んだ形で実施されることが望まれる。その際、試合数の増加、全国大会の在り方の課題に対応するためにも、各団体による協議会等を設置し、都道府県体育・スポーツ協会、市区町村体育・スポーツ協会などの統括組織がコントロールすることが期待される。

また、新たに開催されるリーグ戦等諸事業、並びに県大会、全国大会の運営に教員が携わる場合には、社会貢献の一環として従来同様、職務専念義務が免除されることが望まれる。

③多様なスポーツの積極的な導入

新たに創造される地域スポーツクラブにおいては、融合された総合型クラブのコンセプトの一つである「多種目」という特徴も考慮されることになる。競技・種目によっては早期からの専門化が求められるものもあるが、特定の競技・種目のみを行い、「スポーツに親しむ」よりも「競技・種目に親しむ」というスポーツへの意識がいまだに根強く残っている感も否めない。

新たに創造される地域スポーツクラブはスポーツの入口、多様な志向・目的の受け皿の役割を果たすことから、例えばシーズンに応じて様々なスポーツを行う機会が用意されることなどが望まれる。このように多様なスポーツに触れる環境が整うことが、自らのスポーツの適性を知る機会ともなり、実施する競技・種目の変更（キャリアトランジション）への抵抗を軽減し、長い目でのタレント発掘にも貢献することが期待される。

④将来のスポーツ指導者の実習の場としての役割

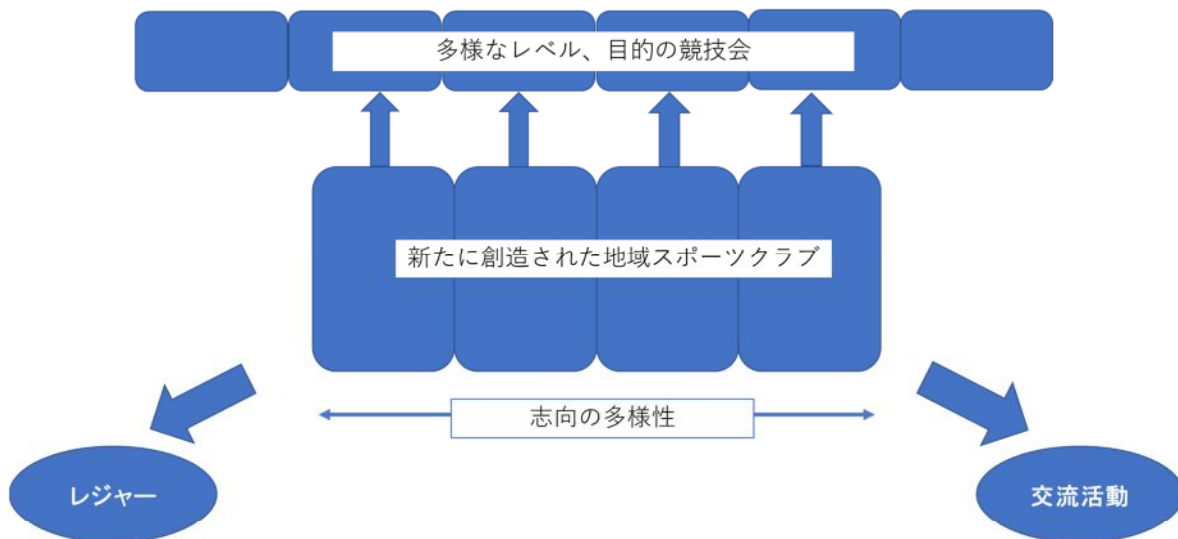
今日に至るまで、日本のスポーツ、とりわけ競技力向上の場面における運動部活動が果たしてきた役割は非常に大きいものがあつた。しかし少なからず一部の教員への指導に関わる負担が大きかったことも事実であろう。既述したが、この提言における「新たな地域スポーツ体制」の創造に際しては、運動部活動を地域で受け入れることによって教員の長時間労働等、社会課題の解決に貢献することも意図されている。しかしながら本項①で示す通り、参加者の自主性を尊重したクラブとしての活動の在り方も構想するものの、指導者の存在が重要であることは変わりなく、現状ではその質・量ともに十分であるとは言い切れない状況にあると思われる。

このため、今後本会の公認スポーツ指導者制度における「モデル・コア・カリキュラム」の導入に際しては、現場実習の受け入れ先として地域スポーツクラブが関わり、クラブ自らが質の高い指導者の養成に貢献するとともに、資格取得後に指導者として指導・運営に携わるようなシステムを構築することも考えられる。

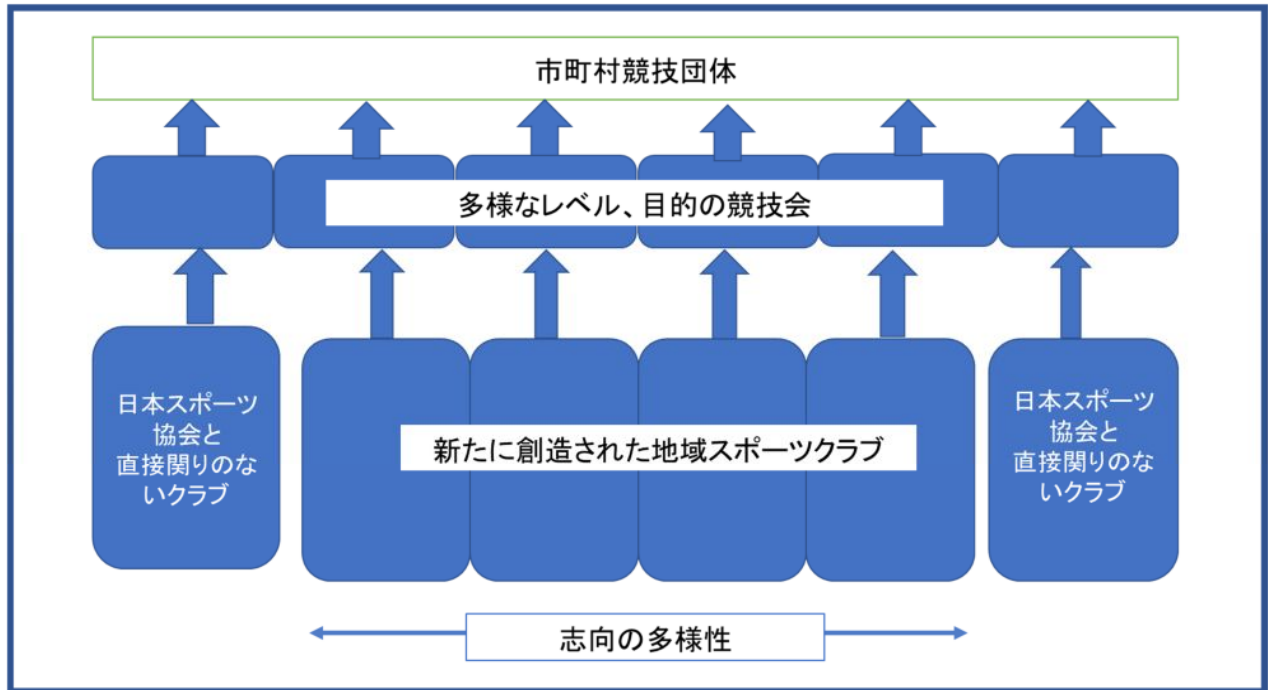
さて、このように新たに創造された地域スポーツクラブの姿を図示したものが【図5】である。スポーツ少年団、総合型クラブ、運動部活動が融合され、競技、レジャー、交流といった様々な目的・志向・嗜好・技能等にかかれている。次に、現在は本会とは直接関りを持たない団体・組織も含めて競技会に係る組織を表したものが【図6】である。そして統括組織としての役割を期待される市区町村体育・スポーツ協会の下に各競技・種目がまとまる姿を現したものが【図7】である。

なお、このような姿を実現するためには、新たに構築される地域スポーツクラブの下に、スポーツ少年団および総合型クラブの登録制度を統合した「地域スポーツクラブ登録制度」の創設が必要となる。また、行政および教育行政の支援・連携に基づき、市区町村体育・スポーツ協会の機能が強化され、地域スポーツクラブと学校のコーディネータや、市区町村体育・スポーツ協会加盟競技団体および市区町村体育・スポーツ協会加盟競技団体と直接関連をもたない団体・組織のコーディネータの機能を担うことが可能となることが求められる。そして「学校教育」として行われる運動部活動が地域スポーツに融合されることに関しての中学校、教育委員会および中体連の理解を得ることが必要となる。

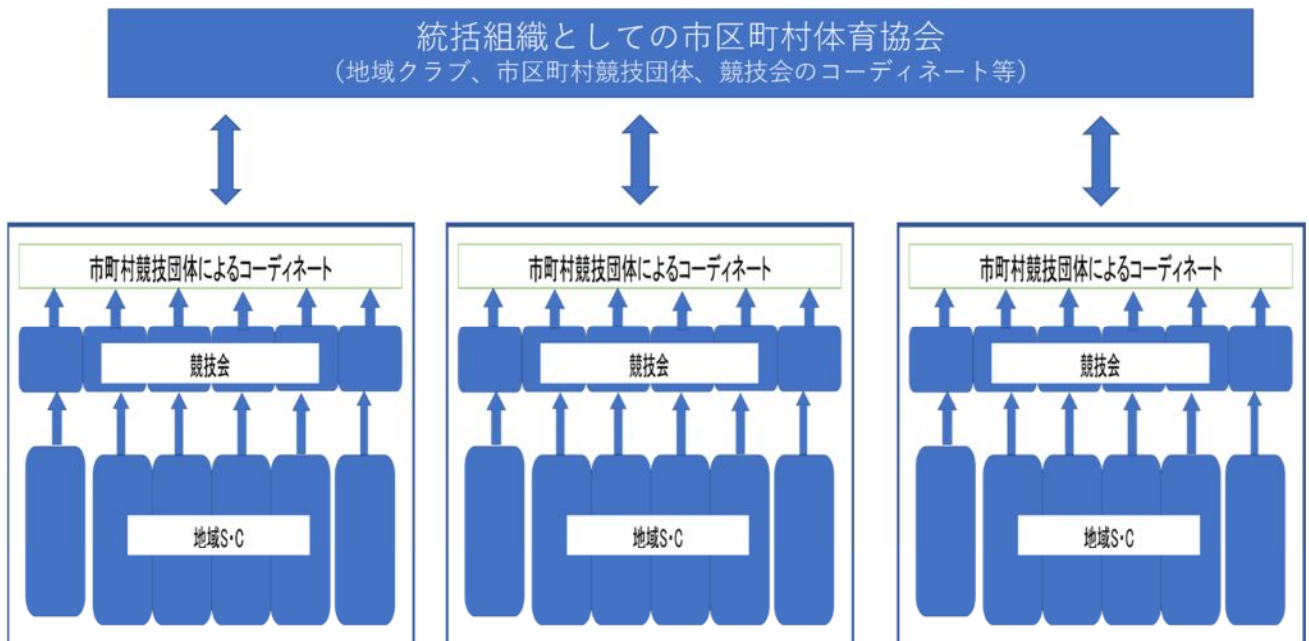
【図5】新たに創造された地域スポーツクラブの姿



【図6】競技会を中心とした各ステークホルダーとの関係



【図7】「市区町村体育・スポーツ協会によって統括される地域スポーツの姿(競技会を中心とした場合)」



5. 「新たな地域スポーツ体制の創造」に必要な取組

ここまでステップⅠからⅢのそれぞれの段階において課題を挙げてきたが、ここではステップⅢに至るまでの全段階を通じて必要な取り組みを述べる。【表3】が必要な取組としてまとめたものである。

具体的には

「1. スポーツ少年団と総合型クラブを地域スポーツクラブ化するための取組手順」

「2. 中学校運動部活動を地域スポーツクラブへ移行するための取り組み手順」

の二つに大別され、それぞれの取組内容とその主体を記している。これら二つの手順は同時に進行することが必要であり、国（文部科学省・スポーツ庁、地方行政、教育行政）、中体連、本会が緊密な連携をとり、協力を得ながら進めていかなければならない。

【表3】「新たな地域スポーツ体制の創造」に必要な取組

1. スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブを地域スポーツクラブ化するための取組手順

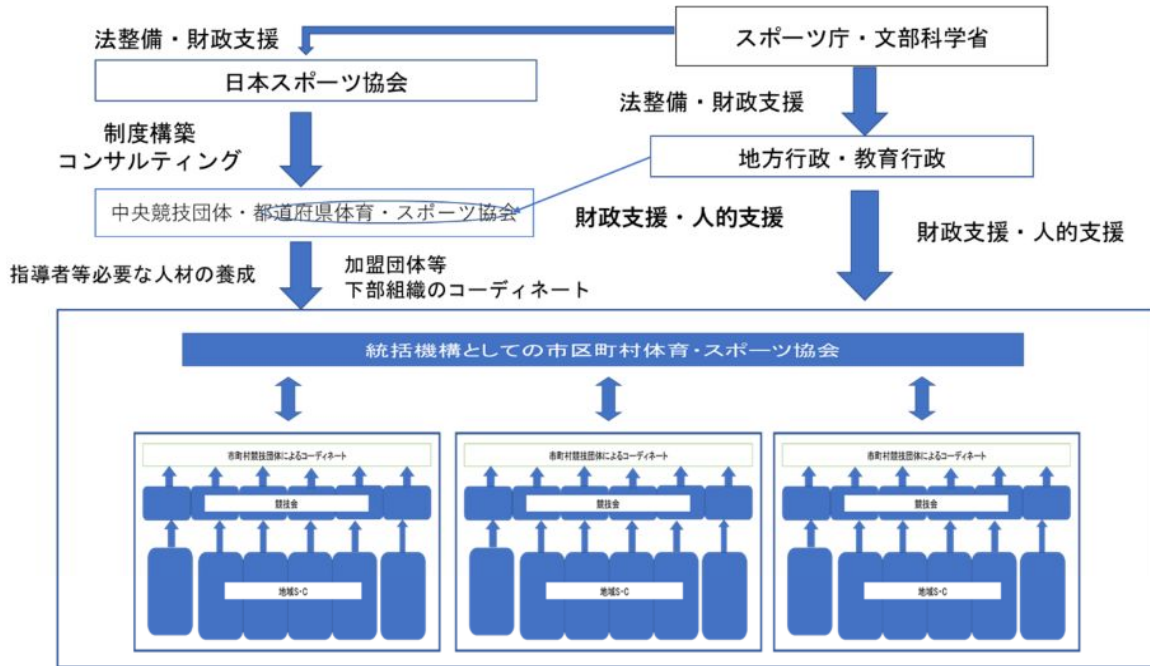
	取組主体
①総合型地域スポーツクラブの統括組織の明確化 (日本スポーツ協会・SC全国ネットワークによる登録制度の確立)	国・ 日本スポーツ協会
②日本スポーツ協会として総合型地域スポーツクラブ登録制度とスポーツ少年団登録制度の統合	日本スポーツ協会
③市区町村体育・スポーツ協会が①と②に関わり、行政及び教育行政とのコーディネーターとして機能する体制を整備 ※コーディネーターとして機能する体制整備に必要な経費の支弁が必要	国・ 日本スポーツ協会

2. 中学校運動部活動を地域スポーツクラブへ移行するための取組手順

	取組主体
①学校施設・大会に係る環境整備	
○中学校の放課後施設開放を強制的に行う法整備	国
○中学生年代大会の再構築(クラブ対抗の大会へ移行する等)	中体連
②教員が地域スポーツクラブに関わるための環境整備	
○教員の兼職を可能とするための法整備	国
③地域スポーツクラブが部活動に関わる際の免債	
○関係するスタッフを国家賠償法の適用範囲とする	国
④部活動に係る地域の指導者に対する必要な経費の支弁	国
⑤生活保護世帯等、移行による受益者負担で影響を受ける世帯への対応	国
⑥青少年が地域スポーツクラブの運営等に主体的に参画することを促すスポーツ教育の促進	国・ 日本スポーツ協会

そして「新たな地域スポーツ体制」を創造するために必要な支援体制が【図8】となる。とりわけ中学校運動部活動を地域で受け入れていくという観点から見れば、地域での受け皿となる組織の整備、部活動は「学校教育活動の一環」とする制度上の制約、特に競技力向上の一翼を担ってきたスポーツ振興上の意義が課題となる。その解決には法整備・法改正、経費の援助等、国をはじめとする行政の支援が不可欠である。すなわち、法整備や立法を行う者(国・省庁)、その法に基づいて施策を実行する者(行政・教育行政)、地域スポーツの推進に取り組む者(本会をはじめとする民間スポーツ団体)が、それぞれの役割を果たしながら、歩みを一にしなければ達成することは困難である。

【図8】新たな地域スポーツ体制に関わる支援体制



本提言はジュニア期のスポーツ環境の充実を目指し、中学校運動部活動を地域で受け入れることに焦点化して述べていることから、小学生から中学生(高校生)の年代のスポーツ活動に関わる記述が多くを占めている。そのため障がい者が身近にスポーツを行う環境や、指導を受ける環境をいかに確保していくのか、あるいは高齢者のスポーツニーズへの対応にまで言及していない。

また、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入により、学校運営に地域が大きくかかわる事例が増える可能性、さらには中等教育学校や義務教育学校の創設等にみられるように、これからの学校教育制度の変化や、学校区という概念の変化によって、子どもがスポーツを行うエリアも現行から大きく変わる可能性も考慮しなければならないだろう。

当面の目標としては、ステップⅠおよびステップⅡの実現に向けての環境整備となる。まずステップⅠに向けては、外部指導者となりうる指導者の確保を目指し、スポーツ少年団、総合型地域クラブに関わる指導者の公認スポーツ指導者資格の取得を促すこととする¹⁴。具体的には今後のスポーツ少年団の有資格指導者については、公認スポーツ指導者制度に基づいて養成し、全指導者に資格の取得を促し¹⁵、スポーツ少年団での指導の質を高めることと合わせ、外部指導者にふさわしい資質を備える環境を整えることとしたい。このことによって学校運動部活動に協力できる指導者の質・量の確保の一助となると思われる。

次にステップⅡの実現に向けては、スポーツ少年団の登録制度とこれから創設される総合型クラブの登録制度との統合が必要となる。両制度における会員の定義等を明確にし、整合性をとりながら進めていくこととしたい。¹⁶

¹⁴ 資格の取得促進については障がい者・児を対象とするスポーツ指導者の育成にも配慮するものとする。

¹⁵ 「日本スポーツ少年団第10次育成6か年計画」-アクションプラン2017-策定解説書7ページ参照

¹⁶ 現行のスポーツ少年団の登録制度ではメンバーシップ制に基づき、各団員、指導者が登録料を納入している。総合型クラブの登録制度についてはこれから具体的な検討に入ることとなる。スポーツ少年団の登録制度との将来的な統合を見据えた際、登録料の納入の在り方については、スポーツ少年団との公平性の観点からも検討する必要がある。

現実には、地域ごとに抱える事情は様々である。とりわけ公共性・公益性の高い市区町村体育・スポーツ協会が地域スポーツのコーディネートの役割を担うことを期待するものの、現状の市区町村体育・スポーツ協会の機能、組織力がコーディネーターとしての役割を果たすのには十分ではない状況もあることは否めないと推測される。したがって本提言で示した「新たな地域スポーツ体制」(ステップⅢ)に適合することが困難な場合も想定される。本会としては今後、地域ごとの実情を踏まえた上で、諸問題に柔軟に対応しつつ、「子どものスポーツ権」の確保を最大の目的として、子どもが目的・志向・嗜好・技能等に応じて、自ら行いたいスポーツに親しむことができる環境の整備に尽力したい。

なお、本提言に示す環境の整備については、国の施策の動向を見つつ、各関係機関・団体等の取り組み状況を踏まえた上で適宜取り組んでいくこととしたい。